

福島県教組 55（ゴーゴー）リフレッシュ事業実施要綱

1、 目的

長年の教職・組合員の生活において、疲れの出やすい 55 歳時に、夫婦や家族あるいは気心の通じた同僚と温泉一泊し、身も心もリフレッシュし、残りの教職・組合員生活に意欲を持って取り組めるようにする。そのために、県教組から「あづま荘無料宿泊券」（共済組合・互助会利用券使用）または「浅香荘無料宿泊券」（互助会・弘済会利用券使用）を 2 名 1 泊分贈呈し、福利厚生に資する。

2、 事業内容

- 目的に従って、組合員で 55 歳を迎える年度に、あづま荘宿泊券（共済組合・互助会利用券使用）または浅香荘宿泊券（互助会・弘済会利用券使用）を 2 名で 1 泊分を贈呈する。また、平日利用の場合は、好きな飲み物（生ビール・ワイン・ソフトドリンク等）を一人 1 杯 2 名分サービスする。

※ 無料宿泊券には、夕食朝食及び上記サービス以外の飲み物等、別途注文した分は含まれない。

※ 宿泊券の有効期限は、年度末（3 月 31 日）とするが、予約が取れない場合、県教組に申し出・了承の上で、年度内に予約すれば 5 月末まで期限延長を可能とする。2012 年度に限り、有効期限を 2013 年 11 月末とする。ただし、宿泊時に県教組の組合員で利用券の資格がある者に限る。

- 経過措置として、2012 年度については 59 歳・60 歳を迎える組合員に 55 歳同様宿泊券 2 名分を贈呈、2013 年度以降 3 年間 59 歳を迎える組合員に宿泊券 2 名分を贈呈する。

- 年末年始（12 / 31 ~ 1 / 2）の時期は除く。

- 宿泊券の有効期限が切れた場合、その券で学校生協から 5,000 円分の買い物ができるものとする。その場合は、学校生協に 5,000 円以上の品物を電話で注文すると同時に、「県教組 55 リフレッシュ事業の利用」であることを告げ、宿泊券を学校生協に郵送する。学校生協は品物の金額から 5,000 円を差し引き本人に請求。5,000 円を県教組から学校生協に支払う。

3、 その他

本事業の執行にあたっては、一般会計予算・厚生部費を活用する。

※ 2012 年度については、一般会計厚生部費に 300 万円計上し、5 月の定期大会で承認済み。